

## 資料 1

### 議題（1）

#### 日南串間地域医療構想調整会議運営要綱の一部改正について（協議）

日南串間地域医療構想調整会議の基本構成団体のうち、「医療法人文誠会 百瀬病院」について、その名称が令和5年4月1日付けて「医療法人文誠会 なんごう病院」に変更されたことを受けて、運営要綱の一部を次のように改正するものです。

改正前	改正後																												
<p>別表（第2条関係）</p> <p>日南串間地域医療構想調整会議構成団体等</p> <table border="1"><thead><tr><th>団体名</th></tr></thead><tbody><tr><td>南那珂医師会</td></tr><tr><td>日南歯科医師会</td></tr><tr><td>宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会</td></tr><tr><td>宮崎県看護協会 日南・串間地区</td></tr><tr><td>宮崎県立日南病院</td></tr><tr><td>日南市立中部病院</td></tr><tr><td>串間市民病院</td></tr><tr><td>医療法人十善会 県南病院</td></tr><tr><td>医療法人文誠会 百瀬病院</td></tr><tr><td>全国健康保険協会宮崎支部</td></tr><tr><td>宮崎県後期高齢者医療広域連合</td></tr><tr><td>日南市</td></tr><tr><td>串間市</td></tr></tbody></table>	団体名	南那珂医師会	日南歯科医師会	宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会	宮崎県看護協会 日南・串間地区	宮崎県立日南病院	日南市立中部病院	串間市民病院	医療法人十善会 県南病院	医療法人文誠会 百瀬病院	全国健康保険協会宮崎支部	宮崎県後期高齢者医療広域連合	日南市	串間市	<p>別表（第2条関係）</p> <p>日南串間地域医療構想調整会議構成団体等</p> <table border="1"><thead><tr><th>団体名</th></tr></thead><tbody><tr><td>南那珂医師会</td></tr><tr><td>日南歯科医師会</td></tr><tr><td>宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会</td></tr><tr><td>宮崎県看護協会 日南・串間地区</td></tr><tr><td>宮崎県立日南病院</td></tr><tr><td>日南市立中部病院</td></tr><tr><td>串間市民病院</td></tr><tr><td>医療法人十善会 県南病院</td></tr><tr><td>医療法人文誠会 なんごう病院</td></tr><tr><td>全国健康保険協会宮崎支部</td></tr><tr><td>宮崎県後期高齢者医療広域連合</td></tr><tr><td>日南市</td></tr><tr><td>串間市</td></tr></tbody></table>	団体名	南那珂医師会	日南歯科医師会	宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会	宮崎県看護協会 日南・串間地区	宮崎県立日南病院	日南市立中部病院	串間市民病院	医療法人十善会 県南病院	医療法人文誠会 なんごう病院	全国健康保険協会宮崎支部	宮崎県後期高齢者医療広域連合	日南市	串間市
団体名																													
南那珂医師会																													
日南歯科医師会																													
宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会																													
宮崎県看護協会 日南・串間地区																													
宮崎県立日南病院																													
日南市立中部病院																													
串間市民病院																													
医療法人十善会 県南病院																													
医療法人文誠会 百瀬病院																													
全国健康保険協会宮崎支部																													
宮崎県後期高齢者医療広域連合																													
日南市																													
串間市																													
団体名																													
南那珂医師会																													
日南歯科医師会																													
宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会																													
宮崎県看護協会 日南・串間地区																													
宮崎県立日南病院																													
日南市立中部病院																													
串間市民病院																													
医療法人十善会 県南病院																													
医療法人文誠会 なんごう病院																													
全国健康保険協会宮崎支部																													
宮崎県後期高齢者医療広域連合																													
日南市																													
串間市																													

※ 改正後全文については、**資料1-2**を参照ください。

## 日南串間地域医療構想調整会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、医療法第30条の14の規定に基づき設置する日南串間地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (調整会議の開催)

第2条 調整会議は、日南保健所長（以下「所長」という。）が関係者を招集して開催する。

- 2 調整会議は、原則として公開するものとする。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報その他の個人情報を扱う場合はこの限りでない。
- 3 所長が、調整会議への参加を求める第1項の関係者は、別表に掲げる団体の代表者（委任を受けた者及び代理人を含む。以下「基本構成団体代表者」という。）とする。
- 4 基本構成団体代表者から開催の要請があった場合には、所長は調整会議の開催に努めなければならない。
- 5 前項の場合において、基本構成団体代表者は、協議事項を明確にするとともに、文書をもって開催の要請をしなければならない。
- 6 第3項にかかわらず、協議事項、地域の実情等から必要があるとき又は医療法に基づき調整会議に参加するよう求める場合には、所長は、参加を求める関係者を変更することができる。
- 7 所長は、やむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときは、協議事項の概要を記載した書類を関係者に配付してその意見を聞き、又は賛否を問うことができる。

### (協議事項等)

第3条 調整会議の参加関係者は、次に掲げる事項について情報の共有又は協議を行う。

- (1) 地域医療構想の策定に関すること
  - (2) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること
  - (3) 外来医療機能、医療機器に関すること
  - (4) 病床機能報告制度による情報に関すること
  - (5) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用に関すること
  - (6) 在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携その他の地域医療構想の推進に関すること
- 2 前項に掲げる事項について協議が調った場合は、関係者はその実施に努めるものとする。
  - 3 第1項の協議事項のうち関係者の合意が必要な事項については、合意文書を作成し、関係者の記名押印の上、日南保健所で保管する。
  - 4 前項の場合においては、所長は立会人として記名押印するものとする。

### (議長)

第4条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長は、基本構成団体代表者の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の議事を主宰する。

### (議長の職務代理者)

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、議長の職務代理者を参加関係者の互選により定める。

- (1) 議長に事故があるとき
- (2) 利益相反となるとき
- (3) 第2条第6項の規定により参加者が変更されたことで、議長がいないとき
- (4) その他の事情により議長が欠けたとき

(合同開催)

第6条 調整会議は、別の構想区域で設置された地域医療構想調整会議（以下「別区域調整会議」）と合同で開催することができる。

2 合同開催する場合は、この要綱の定めに関わらず、所長は、別区域調整会議の事務局と協議の上、開催方法等について別に定める。

(記録及び公表)

第7条 調整会議の協議内容の要旨については、議事録を作成し、宮崎県庁ホームページ等で公表する。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報を扱う場合その他の個人情報等に係る内容についてはこの限りでない。

2 議事録には、参加関係者のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

3 この条については、第2条第7項の書面協議の場合は適用しない。

(医療機関専門部会の設置)

第8条 調整会議に医療機関の協議等の場として、医療機関専門部会を置く。

2 医療機関専門部会の運営に係る詳細は、所長が別途定める。

(公立病院部会の設置)

第9条 調整会議に公立病院の協議等の場として、公立病院部会を置く。

2 公立病院部会の運営に係る詳細は、所長が別途定める。

(事務局)

第10条 調整会議の事務局は、日南保健所に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。（協議が整った日）

別表（第2条関係）

日南串間地域医療構想調整会議構成団体等

団体名
南那珂医師会
日南歯科医師会
宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会
宮崎県看護協会 日南・串間地区
宮崎県立日南病院
日南市立中部病院
串間市民病院
医療法人十善会 県南病院
<u>医療法人文誠会 なんごう病院</u>
全国健康保険協会宮崎支部
宮崎県後期高齢者医療広域連合
日南市
串間市

## 資料 2

### 議題(2)

#### 紹介受診重点医療機関について(協議)

- 外来医療について、患者の医療機関選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、外来患者が一部の医療機関に集中し、待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じているような状況を踏まえ、令和3年5月の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)により、外来機能報告制度が創設されました。
- 同制度の具体的な内容は次のとおりです。
  - ① 対象医療機関(病院及び有床診療所)が都道府県に対して、外来医療の実施状況を報告(外来機能報告)する。
  - ② 当該報告を踏まえて、協議の場(地域医療構想調整会議)において、紹介患者への外来を基本とする医療機関として、「紹介受診重点医療機関」を明確化し公表する。
- 今般、令和4年度外来機能報告がとりまとめられた結果、日南串間地域においては、県立日南病院のみが紹介受診重点医療機関の基準を満たし、かつ、当該役割を担う意向を有する唯一の医療機関であることから、県立日南病院を紹介受診重点医療機関とすることについて協議するものです。
- なお、紹介受診重点医療機関として協議が整った医療機関については、7月末までに県が公表することとしております。

※ 詳細については、資料2-2を参照ください。

## 【日南串間構想区域】

外来機能報告を踏まえた「紹介受診重点医療機関」の取りまとめに向けた協議資料

## 1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

## 2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
  - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。
  - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。

→ ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「紹介受診重点外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化

  - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、協議の場で確認することにより決定

→ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与

### かかりつけ医機能を担う医療機関



かかりつけ医機能の強化  
(好事例の収集、横展開等)



### 「紹介受診重点外来」を地域で基幹的に 担う医療機関（紹介受診重点医療機関）



病院の外来患者の待ち時間  
の短縮、勤務医の外来負担  
の軽減、医師働き方改革

外来機能報告、「協議の場」での協議、紹介患者  
への外来を基本とする医療機関の明確化

#### 〈「紹介受診重点外来」のイメージ〉

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来など）

# 外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

紹介受診重点外来の基準

満たす  
満たさない

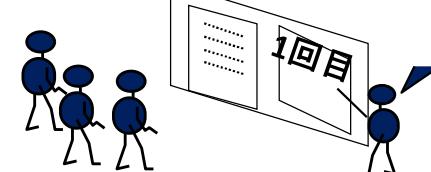
意向あり

意向なし

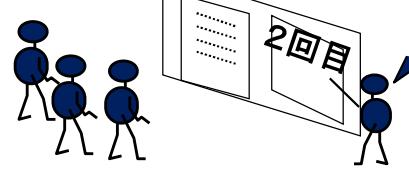
- 1 紹介受診重点医療機関  
\*「外来医療に係る協議の場」での確認
- 3 「外来医療に係る協議の場」での協議

- 2 「外来医療に係る協議の場」での協議

地域性や医療機関の特性等を考慮して  
協議（1回目）



協議を再度実施（2回目）



医療機関の意向と異なる結論  
となった場合

【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

## 1 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合

- 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。

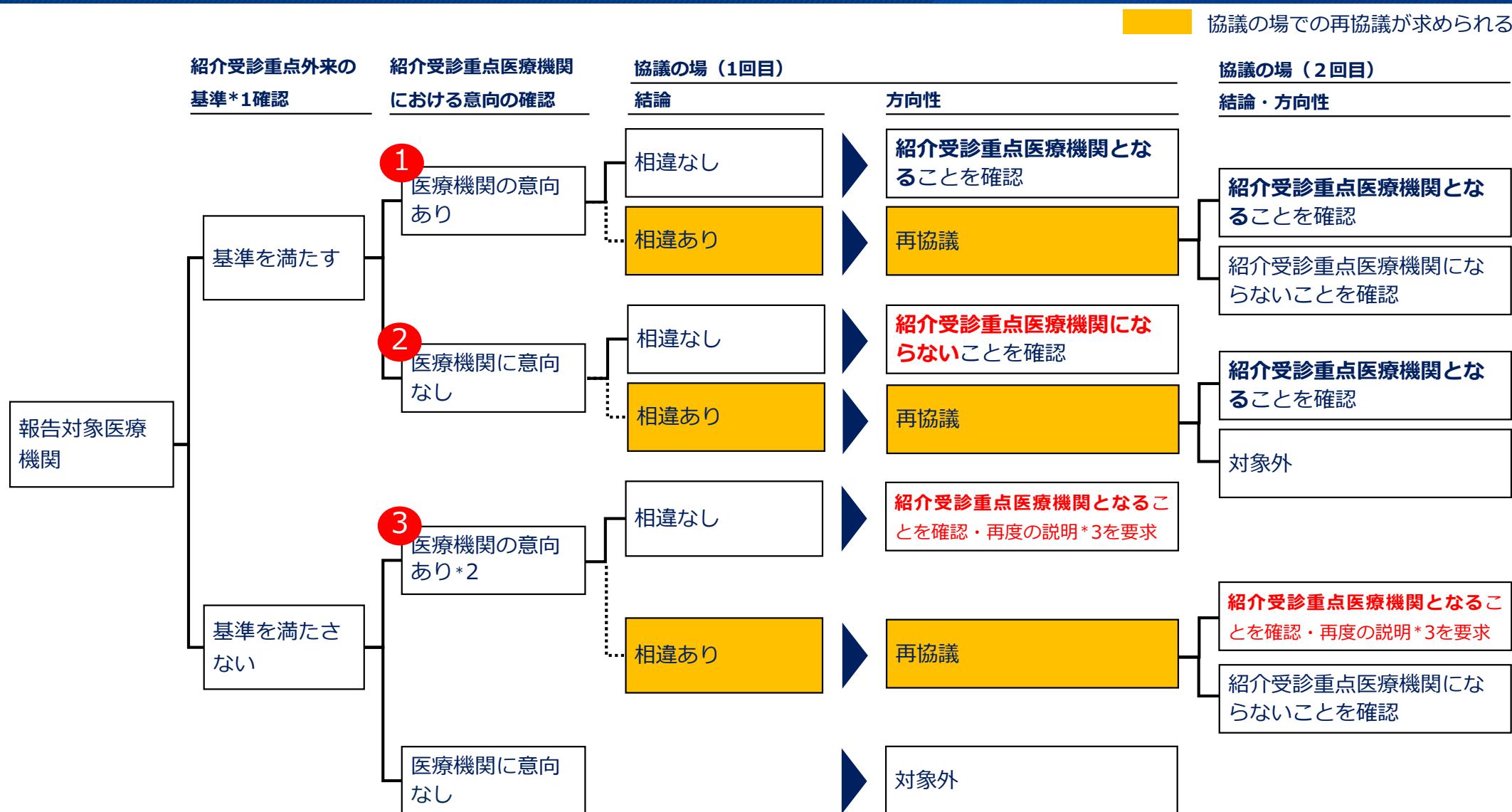
## 2 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合

- 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。

## 3 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合

- 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

# 協議フローについて



\*1 紹介受診重点外来の基準 :

- ・初診基準 : 40%以上 (初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)
- ・再診基準 : 25%以上 (再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)

\*2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。

\*3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

(参考) 「外来機能報告等に関するガイドライン」

## 【日南串間構想区域】

### 外来機能報告を踏まえた「紹介受診重点医療機関」の取りまとめに向けた協議について

#### 【病院】

番号	医療機関名	重点外来基準			紹介受診重点医療機関を担う意向	紹介・逆紹介の状況		外来に関する人材の配置状況(常勤換算)					医療機器・設備の保有状況			救急医療の実施状況		
		初診基準 (%)	再診基準 (%)	適合の 該否		紹介率 (%)	逆紹介率 (%)	医師 (人)	看護職 (人)	ST,PT,OT (人)	薬剤師 (人)	その他 (人)	CT (台)	MRI (台)	その他	休日 (延数)	夜間時間外 (延数)	救急車 (件数)
(1)	県立日南病院	67.8	26.8	○	○	71.5	97.5	50.9	37.9	0	0	2.3	1	1	4	798	1521	1211

#### 【診療所】

番号	医療機関名	重点外来基準			紹介受診重点医療機関を担う意向	紹介・逆紹介の状況		外来に関する人材の配置状況(常勤換算)					医療機器・設備の保有状況			救急医療の実施状況		
		初診基準 (%)	再診基準 (%)	適合の 該否		紹介率 (%)	逆紹介率 (%)	医師 (人)	看護職 (人)	ST,PT,OT (人)	薬剤師 (人)	その他 (人)	CT (台)	MRI (台)	その他	休日 (延数)	夜間時間外 (延数)	救急車 (件数)
	該当なし																	

※ 上記以外に、紹介受診重点外来基準を満たす医療機関又は紹介受診重点医療機関を担う意向がある医療機関はありません。

#### ※ 番号の区分

- (1)紹介受診重点外来の基準を満たし、紹介受診重点医療機関を担う意向がある医療機関
- (2)紹介受診重点外来の基準を満たすが、紹介受診重点医療機関を担う意向がない医療機関
- (3)紹介受診重点外来の基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関を担う意向がある医療機関

※ 初診基準:初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合:40%以上

※ 再診基準:再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合:25%以上

※ 紹介率:「紹介患者の数」を「初診患者の数」で除したもの:50%以上

※ 逆紹介率:「逆紹介患者の数」を「初診患者の数」で除したもの:40%以上

※ 紹介受診重点外来:2ページの「紹介受診重点外来」のイメージ>を参照